

## 大学共同利用機関法人自然科学研究機構安全衛生管理規程

平成 16 年 4 月 1 日  
自 機 規 程 第 22 号  
最終改正 令和 2 年 2 月 27 日

### (目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員就業規則（平成 16 年 通則第 2 号）第 45 条第 3 項の規定に基づき大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）における安全衛生の管理活動を充実し、労働災害を未然に防止するために必要な基本的事項を明らかにし、機構に勤務する職員（以下「職員」という。）の安全の確保及び健康の保持増進を図るとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

### (機構の責務)

第2条 機構は、法令及びこの規程の定めるところに基づき、職員の健康の保持増進及び安全の確保に必要な措置を講じなければならない。

2 機構は、事業場ごとに当該事業場に勤務する職員のうちから、総括安全衛生管理者、安全衛生統括代表者及び衛生責任者を任命する。

### (総括安全衛生管理者等の責務)

第3条 前条第 2 項により任命された者は、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進しなければならない。

### (事業場等の安全衛生管理規則)

第4条 事業場等は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく安全衛生管理体制の整備及び労働災害防止措置等に関し、安全衛生管理規則を定める。

### (心身の状態に関する情報の取扱い)

第4条の2 機構は、労働安全衛生法に基づき実施する健康診断等に関し、職員の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、職員の健康の確保に必要な範囲内で職員の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 心身の状態に関する情報の取扱いに関し、必要な事項は別に定める。

### (安全衛生連絡会議等)

第5条 機構に、機構の安全衛生管理に関する重要事項について審議するため、安全衛生

連絡会議を置く。

- 2 安全衛生連絡会議の組織及び運営等については、別に定める。
- 3 必要に応じ機構に、高圧ガス、放射線、薬品、その他安全衛生に関する各種の専門分野における専門的事項について審議するため、専門部会連絡会議を置くことができる。

#### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月27日改正）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。